の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。

一　宅地等　当該個人である中小企業者の当該贈与の直前において、事業の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で租税特別措置法施行規則第二十三条の八の八第一項で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち、棚卸資産に該当しないもの

二　建物　当該個人である中小企業者の当該贈与の直前において、事業の用に供されていた建物で棚卸資産に該当しないもの

三　減価償却資産（所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産をいい、前号に掲げるものを除く。）　地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産、自動車税又は軽自動車税において、営業用の標準税率が適用される自動車その他租税特別措置法施行規則第二十三条の八の八第二項に規定する減価償却資産（法第四条第五項第一号の経済産業省令で定めるもの）

第二条の二　法第四条第五項第一号の必要な処分として経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　当該事業用資産の陳腐化、腐食、損耗その他これらに準ずる事由により当該事業用資産を廃棄する処分

二　当該事業用資産を譲渡し、当該譲渡の対価の額の全部をもって個人事業後継者の事業の用に供される資産（前条第二項各号に掲げる種類の資産に限る。）を取得する場合における当該譲渡

（法第七条第一項及び第二項の確認の申請）

第三条　法第七条第三項の申請書は、当該申請が同条第一項の規定に基づくものである場合にあっては様式第一に、当該申請が同条第二項の規定に基づくものである場合にあっては様式第一の二によるものとする。

［新設］

（法第七条第一項の確認の申請）

第三条　法第七条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

2　法第七条第三項第三号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　当該申請が法第七条第一項の規定に基づくものである場合

イ　法第四条第一項の規定による合意（法第五条又は第六条の規定による合意をした場合にあっては、同項及び第五条又は第六条の規定による合意。以下同じ。）の書面に当事者が押印した場合にあっては、当該当事者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（法第七条第一項の確認を申請する日の前三月以内に作成されたものに限る。）

ロ　法第四条第一項の規定による合意をした日（以下「株式等合意日」という。）における特例中小会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、当該事項を記載した書面を含む。以下同じ。）

ハ　特例中小会社の登記事項証明書（法第七条第一項の確認を申請する日の前三月以内に作成されたものに限る。）

ニ　株式等合意日における特例中小会社の従業員数証明書

ホ　特例中小会社の株式等合意日の前三年以内に終了した各事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

ヘ　特例中小会社が上場会社等に該当しない旨の誓約書

ト　特例中小会社が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人（同法第六条第一項の報告をしなければならないものにあっては、株式等合意日において農地所有適格法人である旨の農業委員会

2　法第七条第二項第三号の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法第四条第一項の規定による合意（法第五条又は第六条の規定による合意をした場合にあっては、同項及び第五条又は第六条の規定による合意。以下同じ。）の書面に当事者が押印した場合にあっては、当該当事者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（法第七条第一項の確認を申請する日の前三月以内に作成されたものに限る。）

二　法第四条第一項の規定による合意をした日（以下「合意日」という。）における特例中小企業者の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合にあっては、当該事項を記載した書面を含む。以下同じ。）

三　特例中小企業者の登記事項証明書（法第七条第一項の確認を申請する日の前三月以内に作成されたものに限る。）

四　合意日における特例中小企業者の従業員数証明書

五　特例中小企業者の合意日の前三年以内に終了した各事業年度の会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類

六　特例中小企業者が上場会社等に該当しない旨の誓約書

七　特例中小企業者が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人（同法第六条第一項の報告をしなければならないものに限る。以下同じ。）である場合にあっては、合意日において農地所有適格法人である旨の農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長）の証明書